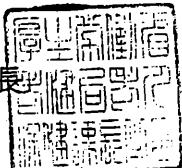


老老発第0330001号

平成19年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）附則第7条及び12条の規定に係る経過措置が平成19年3月31日をもって終了することに伴い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等における病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）に係る規定についても同じく平成19年3月31日をもって廃止することから、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成19年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年老企第45号）の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
- 2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第40号）の一部改正  
別紙2のとおり改正する。

3 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年老企第41号)の一部改正

別紙3のとおり改正する。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平12年老企第45号）

改 正 後	改 正 前
<p>第三 人員に関する基準・設備に関する基準</p> <p>3 経過措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行前において病床転換による療養型病床群として食堂及び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び診療所にあっては、平成二十年三月三十一日までの間、療養環境の改善に関する計画が提出されているものであれば、医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であってもよいこととする。（基準省令附則第七条及び第十二条）</p>	<p>第三 人員に関する基準・設備に関する基準</p> <p>3 経過措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行前において病床転換による療養型病床群として食堂及び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び診療所にあっては、次の①及び②に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、食堂及び浴室を有しないことができることとした。ただし、浴室を設けない場合にあっては、シャワー等の設備を設けることが必要である。なお、その場合であってもできる限り早期に療養環境を整えることが必要であること。（基準省令附則第七条及び第十二条）</p> <p>イ 医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であって、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているもの 平成二〇年三月三十一日</p> <p>ロ 医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であって、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないもの 平成一九年三月三十一日</p>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

改 正 後	改 正 前
<p>7 介護療養施設サービス</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 療養環境減算の適用について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 診療所療養病床療養環境減算の基準</p> <p>診療所療養病床療養環境減算は、次のいずれかに該当する場合に適用されること。（施設基準第42号において準用する施設基準第12号イ）</p> <p>イ 指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、1の病室の病床数が四床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定でメートル（両側に居1.8室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。</p> <p>ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。</p> <p>ハ 看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。</p>	<p>7 介護療養施設サービス</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 療養環境減算の適用について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)の基準</u></p> <p><u>病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第41号において準用する施設基準第11号ハ)。</u></p> <p>イ <u>食堂又は浴室を有していないこと。</u></p> <p>ロ <u>食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。</u></p> <p>④ <u>診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)の基準</u></p> <p><u>診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)の適用を受ける場合を除く。)。(施設基準第42号において準用する施設基準第12号イ)</u></p> <p>イ 指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、1の病室の病床数が四床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定でメートル（両側に居1.8室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。</p> <p>ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。</p> <p>ハ 看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。</p>

<p><u>④</u>・<u>⑤</u> (略)</p>	<p><u>⑤ 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)の基準</u>  <u>診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(施設基準第42号において準用する施設基準第12号口)。</u></p> <p><input type="checkbox"/> イ 食堂又は浴室を有していないこと。  <input checked="" type="checkbox"/> ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。</p> <p><u>⑥・⑦ (略)</u></p>
------------------------------	---

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)

改 正 後	改 正 前
<p><b>第一 届出項目について</b></p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</li> <li>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li> <li>・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li> <li>・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う</li> </ul> </li> </ul> <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介</p>	<p><b>第一 届出項目について</b></p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</li> <li>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li> <li>・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li> <li>・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う</li> </ul> </li> </ul> <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介</p>

護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

## 第二～第四 (略)

### 第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10 (略)

#### 11 短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号口に該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑯ (略)

#### 12 短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、26号告示第12号イに該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ (略)

13～18 (略)

#### 19 介護療養型医療施設(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫ (略)

#### 20 介護療養型医療施設(診療所型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧ (略)

21～29 (略)

護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

## 第二～第四 (略)

### 第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10 (略)

#### 11 短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号口に該当する場合は「減算型Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「減算型Ⅲ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑯ (略)

#### 12 短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、26号告示第12号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号口に該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑯ (略)

13～18 (略)

#### 19 介護療養型医療施設(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑯ (略)

#### 20 介護療養型医療施設(診療所型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧ (略)

21～29 (略)

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑩ (略)

33～46 (略)

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

①～④ (略)

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(診療所療養型)

①～③ (略)

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑩ (略)

33～46 (略)

(別紙1)

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等					割引
各サービス共通			地域区分 1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他					—
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算 1 なし 2 あり 特定事業所加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					1 なし 2 あり
12 訪問入浴介護			特別地域加算 1 なし 2 あり 特別地域加算 1 なし 2 あり 緊急時訪問看護加算 1 なし 2 あり 特別管理体制 1 対応不可 2 対応可 ターミナルケア体制 1 なし 2 あり					1 なし 2 あり
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所							
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 大規模事業所 1 非該当 2 該当 時間延長サービス体制 1 対応不可 2 対応可 個別機能訓練体制 1 なし 2 あり 入浴介助体制 1 なし 2 あり 若年性認知症ケア体制 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 口腔機能向上体制 1 なし 2 あり 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士					1 なし 2 あり
15 通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 5 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 大規模事業所 1 非該当 2 該当 時間延長サービス体制 1 対応不可 2 対応可 個別機能訓練体制 1 なし 2 あり 入浴介助体制 1 なし 2 あり 若年性認知症ケア体制 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 口腔機能向上体制 1 なし 2 あり 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士					
16 通所リハビリテーション	1 通常規模の医療機関 2 小規模診療所 3 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 大規模事業所 1 非該当 2 該当 時間延長サービス体制 1 対応不可 2 対応可 入浴介助体制 1 なし 2 あり 若年性認知症ケア体制 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 口腔機能向上体制 1 なし 2 あり					
17 福祉用具貸与			特別地域加算 1 なし 2 あり 夜間勤務条件基準 1 基準型 2 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 機能訓練指導体制 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 栄養管理の評価 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 緊急受入体制 1 対応不可 2 対応可 夜間看護体制 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型					1 なし 2 あり
21 短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準 1 基準型 2 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 機能訓練指導体制 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 栄養管理の評価 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 緊急受入体制 1 対応不可 2 対応可 夜間看護体制 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型					
22 短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		夜間勤務条件基準 1 基準型 2 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 リハビリテーション機能強化 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 栄養管理の評価 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 緊急受入体制 1 対応不可 2 対応可					

				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
			2 I型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			3 II型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
			4 III型	緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
				特定診療費項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
				特定診療費項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
			5 I型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			6 II型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			7 III型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
			8 IV型	緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
			9 V型	リハビリーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				特定車両所加算	1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
				単ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				住宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型			
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 施設老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型			1 なし 2 あり
43	居宅介護支援					
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設				1 なし 2 あり
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設 2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設				

				夜間勤務条件基準					
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
53 介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員					
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用					
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制					
			身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり					
			特定診療費項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導					
		1 I型 2 II型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他					
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制					
			身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり					
			特定診療費項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導					
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他					
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員					
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制					
			身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり					
			リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他					

(別紙1)

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	他該当する体制等
各サービス共通			地域区分 1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
11 訪問介護	1 身体介護		特別地域加算 1 なし 2 あり
	2 生活援助		特定事業所加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
	3 通院等乗降介助		
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション		特別地域加算 1 なし 2 あり
	2 病院又は診療所		
15 通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			大規模事業所 1 非該当 2 該当
			時間延長サービス体制 1 対応不可 2 対応可
			個別機能訓練体制 1 なし 2 あり
			入浴介助体制 1 なし 2 あり
			若年性認知症ケア体制 1 なし 2 あり
			栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制 1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1-2)

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等					割引
各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他				—
61 介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
62 介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可				
64 介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				1 なし 2 あり
65 介護予防通所介護			運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり				
66 介護予防通所リハビリテーション			職員の欠員による減算の状況 運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり				
67 介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
24 介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 機能訓練指導体制 送迎体制 栄養管理の評価	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
25 介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 リハビリテーション機能強化 送迎体制 栄養管理の評価	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				

				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型
26 介護予防短期入所療養介護				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				特定診療費項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
35 介護予防特定施設入居者生活介護				特定診療費項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
					1 なし 2 あり

(別紙1-2)

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	該当する体制等
各サービス共通			地域区分 1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他 特別地域加算 1 なし 2 あり
61 介護予防訪問介護			
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 1 なし 2 あり 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 運動器機能向上体制 1 なし 2 あり 栄養改善体制 1 なし 2 あり 口腔機能向上体制 1 なし 2 あり 事業所評価加算(申出)の有無 1 なし 2 あり
65 介護予防通所介護			

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。